第四目　参加

（参加の申出の方式等・法第四十七条等）

第十五条　法第四十七条第三項の書面には、子の返還申立事件の手続に参加する者が当事者となる資格を有する者であることを明らかにする資料を添付しなければならない。

2　法第四十七条第一項の規定による参加の申出があった場合には、当該申出を却下する裁判があったときを除き、裁判所書記官は、その旨を当事者及び手続に参加した子に通知しなければならない。

3　法第四十七条第二項の規定による参加の裁判があったときは、裁判所書記官は、その旨を当事者及び手続に参加した子に通知しなければならない。

4　第二項の規定は法第四十八条第一項の規定による参加の申出があった場合について、前項の規定は同条第二項の規定による参加の裁判があった場合について準用する。

（手続からの排除の通知・法第四十九条）

第十六条　法第四十九条第一項の規定による排除の裁判があったときは、裁判所書記官は、その旨を当事者及び手続に参加した子に通知しなければならない。

第五目　手続代理人

（手続代理人の代理権の証明等・法第五十条等）

第十七条　手続代理人の権限の証明及び消滅の届出については、民事訴訟規則第二十三条の規定を準用する。

第六目　手続費用

（手続費用に関する民事訴訟規則の準用・法第五十八条）

第十八条　民事訴訟規則第一編第四章第一節の規定は、子の返還申立事件の手続の費用の負担について準用する。この場合において、同規則第二十四条第二項中「第四十七条（書類の送付）第一項」とあるのは「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律による子の返還に関する事件の手続等に関する規則（平成二十五年最高裁判所規則第五号）第三十三条第一項」と読み替えるものとする。

（手続上の救助の申立ての方式等・法第五十九条）

第十九条　手続上の救助の申立ては、書面でしなければならない。

2　手続上の救助の事由は、疎明しなければならない。

第七目　子の返還申立事件の審理等

（受命裁判官の指定及び裁判所の嘱託の手続）

第二十条　子の返還申立事件の手続における受命裁判官の指定及び裁判所がする嘱託の手続については、民事訴訟規則第三十一条の規定を準用する。

（期日調書の形式的記載事項・法第六十一条）

第二十一条　法第六十一条の調書（以下「期日調書」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　事件の表示

二　裁判官及び裁判所書記官の氏名

三　出頭した当事者、手続に参加した子、代理人、補佐人、通訳人及びその他の関係人の氏名

四　期日の日時及び場所

2　期日調書には、裁判所書記官が記名押印し、裁判長が認印しなければならない。

3　前項の場合において、裁判長に支障があるときは、陪席裁判官がその事由を付記して認印しなければならない。裁判官に支障があるときは、裁判所書記官がその旨を記載すれば足りる。

（期日調書の実質的記載事項・法第六十一条）

第二十二条　期日調書には、手続の要領を記載し、特に、次に掲げる事項を明確にしなければならない。

一　申立ての趣旨の変更、申立ての取下げ及び和解

二　証人、当事者本人及び鑑定人の陳述

三　証人、当事者本人及び鑑定人の宣誓の有無並びに証人及び鑑定人に宣誓をさせなかった理由

四　検証の結果

五　裁判長が記載を命じた事項及び当事者の請求により記載を許した事項

六　書面を作成しないでした裁判

2　前項の規定にかかわらず、子の返還申立事件の手続が裁判によらないで完結した場合には、裁判長の許可を得て、証人、当事者本人及び鑑定人の陳述並びに検証の結果の記載を省略することができる。ただし、当事者が子の返還申立事件の手続の完結を知った日から一週間以内にその記載をすべき旨の申出をしたときは、この限りでない。

3　期日調書には、手続の要領のほか、当事者及び手続に参加した子による書面の提出の予定その他手続の進行に関する事項を記載することができる。

（期日及び期日調書に関する民事訴訟規則の準用・法第六十一条）

第二十三条　民事訴訟規則第六十八条から第七十七条までの規定は、子の返還申立事件の手続の期日及び期日調書について準用する。この場合において、同規則第六十八条第一項中「前条（口頭弁論調書の実質的記載事項）第一項」とあるのは「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律による子の返還に関する事件の手続等に関する規則第二十二条第一項」と、同規則第七十四条第一項第三号中「上訴の提起又は上告受理」とあるのは「終局決定に対する即時抗告若しくは特別抗告の提起又は国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（平成二十五年法律第四十八号）第百十一条第二項」と、同規則第七十七条中「法廷」とあるのは「子の返還申立事件の手続の期日」と読み替えるものとする。

（子の返還申立事件の記録の正本等の様式・法第六十二条）

第二十四条　子の返還申立事件の記録の正本、謄本又は抄本には、正本、謄本又は抄本であることを記載し、裁判所書記官が記名押印しなければならない。

（住所等表示部分の閲覧等又はその複製の許可の申立て・法第六十二条）

第二十五条　当事者が子の返還申立事件の記録中住所等表示部分（法第六十二条第四項に規定する住所等表示部分をいう。第九十五条第一項において同じ。）の閲覧等（法第六十二条第一項に規定する閲覧等をいう。次条において同じ。）又はその複製の許可の申立てをするときは、同条第四項第一号又は第二号に該当することを明らかにする資料を提出しなければならない。

（子の返還申立事件の記録の閲覧等又はその複製の許可・法第六十二条）

第二十六条　法第六十二条第三項又は第六項の規定による許可の裁判においては、子の返還申立事件の記録中閲覧等又はその複製を許可する部分を特定しなければならない。

（受命裁判官又は受託裁判官の期日指定・法第六十三条）

第二十七条　受命裁判官又は受託裁判官が行う子の返還申立事件の手続の期日は、その裁判官が指定する。

（期日変更の制限・法第六十三条）

第二十八条　子の返還申立事件の手続の期日の変更は、次に掲げる事由に基づいては、してはならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

一　当事者又は手続に参加した子の一人につき手続代理人が数人ある場合において、その一部の代理人について変更の事由が生じたこと。

二　期日指定後にその期日と同じ日時が他の事件の期日に指定されたこと。

（裁判長等が定めた期間の伸縮・法第六十三条）

第二十九条　裁判長、受命裁判官又は受託裁判官が定めた期間の伸縮については、民事訴訟規則第三十八条の規定を準用する。

（受継の申立ての方式等・法第六十五条等）

第三十条　法第六十五条第一項又は第三項の規定による受継の申立ては、書面でしなければならない。

2　前項の書面には、子の返還申立事件の手続を受け継ぐ者が法令により手続を続行する資格のある者であることを明らかにする資料を添付しなければならない。

3　法第六十五条第一項又は第三項の規定による受継があったときは、裁判所書記官は、その旨を当事者及び手続に参加した子に通知しなければならない。